

経済建設委員会会議録

平成28年3月7日(月)

(開会) 10:08

(閉会) 12:18

【 案 件 】

1. 議案第8号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
2. 議案第9号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)
3. 議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
4. 議案第15号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
5. 議案第16号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
6. 議案第17号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
7. 議案第18号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
8. 議案第19号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
9. 議案第20号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
10. 議案第23号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算
11. 議案第24号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
12. 議案第25号 平成28年度飯塚市下水道事業会計予算
13. 議案第33号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
14. 議案第41号 飯塚市中小企業振興基本条例
15. 議案第52号 市道路線の認定

【 報告事項 】

1. 飯塚創生塾～オープン・イノベーション・プログラム～について (産学振興課)
2. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)
3. 専用場外発売所の開設について (経営管理課)
4. 国道201号立岩大橋側道橋整備事業の着手について (建設総務課)
5. 工事請負変更契約について (土木管理課)
6. 市道上における車両損傷事故について (潁田支所経済建設課)
7. 平成28年1月23日からの寒波の影響に伴う災害の状況について (上下水道局総務課)
8. 指定管理者制度運用の変更について (総合政策課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第8号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第9号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上3件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

今回の補正予算は、国家公務員の給与改定が行われたことを受けました、行政職員給料表及び勤勉手当支給率の改定に伴う経費を増額補正するものでございます。

最初に「議案第8号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、補足説明をいたします。別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第3条で収益的支出を231万4千円増額補正いたしまして、予算の総額を21億8475万2千円とするものでございます。第4条で資本的支出を63万4千円増額補正いたしまして、予算の総額を23億8349万2千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明をいたします。5ページ、6ページをお願いいたします。5ページの収益的支出、6ページの資本的支出の増額の主なものといたしましては、給料、勤勉手当、それに伴います負担金等の増によるものでございます。

以上、簡単ですが「水道事業会計補正予算」の説明を終わります。

次に、7ページをお願いいたします。「議案第9号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、説明いたします。

まず、第2条で収益的収入を16万2千円増額補正いたしまして、予算の総額を4637万7千円とするものでございます。収益的支出を16万2千円増額補正いたしまして、予算の総額を4532万5千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。11ページをお願いいたします。収益的支出の増額の主なものといたしましては、水道事業会計と同様に、給料、勤勉手当、それに伴う負担金等の増によるものでございます。それによります財源調整のため、収益的収入で一般会計補助金の増を行っております。

以上、簡単ですが「産炭地域小水系用水道事業会計補正予算」の説明を終わります。

続きまして、13ページをお願いいたします。「議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、説明いたします。

第2条で収益的支出を46万8千円増額補正しまして、予算の総額を18億1957万3千円とするものでございます。第3条で資本的支出を86万9千円増額いたしまして、予算の総額を16億3301万4千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書によりご説明いたします。17ページ、18ページをお願いいたします。17ページの収益的支出、18ページの資本的支出の増額の主なものといたしましては、水道事業会計及び産水事業会計と同様に、給料、勤勉手当、それに伴う負担金等の増によるものでございます。

また、13ページに戻っていただきまして、第4条で「公共下水道事業計画変更委託料」外3件の債務負担行為限度額の変更を計上いたしております。これは各事業の契約締結によるものでございます。

以上、簡単ですが「下水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します、討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第8号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第9号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第2号）」及び「議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」、以上3件について

ては、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅課長

「議案第15号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、補足説明いたします。

予算書の331ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3206万5千円と定めるものでございます。その主な内容について、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。

336ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の1824万7千円は、貸付金の回収に伴う職員給与費及び関係経費を計上いたしましたものであります。また、25節の積立金においては、歳入歳出の財源調整と、基金預金利子及び基金の運用に伴う積立金として815万5千円を計上いたしております。

続きまして337ページをお願いいたします。2款 公債費、1項 公債費の1371万8千円は、市債償還の元金と利子を計上いたしましたものでございます。

続きまして、334ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款 県支出金、1項 県補助金、1目 住宅新築資金等補助金の144万4千円は、市債利子と貸付金の償還事務に対する県の補助金を計上いたしております。

次に、2款 財産収入、1項 財産運用収入の486万9千円は、基金の預金利子と運用収入を計上いたしております。

続きまして、335ページをお願いいたします。4款 諸収入、1項 貸付金元利収入、1目 住宅新築資金等貸付金元利収入の2572万1千円は、国・県の住宅新築資金等貸付金の償還元利収入を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第15号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経営管理課長

「議案第16号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の341ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ147億5847万2千円とするものでございます。平成28年度につきましては、本場開催

は、SGレースを1節5日、特別GIレースを1節5日、GIレースを2節10日、GIIレースを1節5日、普通開催レース17節63日、ミッドナイトレース9節27日で、合計で115日の開催予定で予算を編成しております。本場及び場外発売をあわせた飯塚オートレース場開催概算日数は343日の予定です。

主な内容につきましては事項別明細により説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。予算書の348ページをお願いいたします。平成28年度予算資料では37ページをお願いいたします。1款1項1目の職員給与費5400万2千円は1318万1千円減少しております。これは、職員数の減によるものでございます。

次に、予算書349ページ、本場開催経費16億1282万9千円は、前年と比較しまして、3億4518万9千円増加しております。これは、主に平成28年度よりのミッドナイトレース本格実施に伴い、増加するものでございます。

次に、予算書350ページ、場外発売関係費のところですが、場外発売経費負担金7億3737万9千円は、前年と比較しまして、1億7118万3千円増加しています。これは、直近の売上状況等を見込み算出したものであります。

次に、予算書の351ページをお願いいたします。1款2項2目の包括的民間委託料8億3897万6千円は、前年と比較しまして、2億889万円増加しています。これは、歳入から当該委託料を除く歳出を引いたもので算出しております。

次に、予算書の351ページから352ページをお願いいたします。施設改善事業費1億3684万2千円は、発走合図機、自動発払機、マルチビジョンなどの借上料及び電気設備改修工事、開閉式テント改修工事などの工事費の経費を計上しております。

次に、歳入ですが、予算書の345ページをお願いいたします。1款1項1目1節 勝車投票券発売収入140億1781万5千円は、場外発売及びミッドナイトを含めた本場115日の売上見込みを計上しております。前年と比較しまして、29億1121万2千円増加しております。これは直近の売上状況及びミッドナイト開催分を見込んで算出したものでございます。

次に、2款1項1目1節 場外発売業務負担金5億9260万1千円は、昨年と比較して、1105万7千円増加しています。これは、専用場外発売所設置等に伴うものでございます。

次に、予算書の346ページの4款1項1目1節 小型自動車競走場施設改良基金繰入金3410万5千円は、各所改修工事の経費に充てるため、繰り入れするものであります。

なお、平成28年度当初予算の包括的民間委託に伴います収益保証につきましては、約4億円を見込んでおります。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

予算の説明の中で、ミッドナイトという言葉が何回もでましたけど、これは、もう2回ぐらい聞いたんですけどね、今日はもう少し詳しく聞こうと思って質問させていただきます。

確かミッドナイトは27日間開催するというのと聞いておりますけど、一節何日間と決めてやりますか。どういう形でやるか、ちょっとお願いします。

○経営管理課長

基本的には、3日間の開催を年間9回行うこととしております。4月より9月までの上期に6回、10月から3月までの下期に3回の開催を予定しており、1回目は5月17日から19日の開催を予定をしております。

○平山委員

選手の斡旋について尋ねますが、私が最初ですね、聞いた時は、飯塚の採用の選手のみでやると聞いておったふうに思うんですけど、外来選手の斡旋やS級とかですね、A級の、級別の

出場制限などはどのようになるのでしょうか。

○経営管理課長

ミッドナイトレースにおきましても、通常開催と同様に全国幹旋となりますので、地元選手、外来選手の出場制限はございません。また級別での出場制限も特に定めてはおりません。

○平山委員

初めてですね、飯塚市でこのミッドナイトが始まるということで、飯塚の選手たちも大変協力的に、1日でも、B級の選手でも出られれば賞品が獲得できるということで、大変選手たちも好意的にこのミッドナイトについては賛同しておったんですけど。それではですね、開催経費を抑えるために、無観客でミッドナイトレースをするということでしたが、選手の賞金はどのようになるんですかね。下がるんですかね、そのまま通常ですかね。

○経営管理課長

ミッドナイトレースにおいては、いろいろな面において経費を抑えて開催することを考えております。したがって、選手賞金につきましても、通常開催の3割程度で行うこととしております。なお、このことにつきましては、業界活性化のためということで、選手会のほうにもご理解とご協力をいただいているところでございます。

○平山委員

それではですね、1日当たりの売り上げ見込みはどの程度、見込んでおられますか。

○経営管理課長

昨年11月に行われました試行実施の際には、他の公営競技との競合もなかったため、1日当たり最高で7千万ほどの売り上げがございました。しかしながら、28年度におきましては、日程の関係からですね、他競技との競合が避けられないということから、1日当たり5千万円程度を想定をしております。

○平山委員

これはですね、前の委員会の時でも私ちょっと質問したと思うんですけど、投票方法はインターネットに限られるとのことでしたが、ミッドナイト開催発表後にですね、ネット会員の申し込みがあったと思うんですけど、飯塚の本場でも、女の子たちがパンフレットを配ったりしておりましたけど、私たちが、ITに弱い年齢はですね、どうしてもなんかそれを理解というのがちょっとしにくいんですよね。また、その時に本場の高齢者の方はですね、申込み手続きが難しいのではないかと、自分たちに話してくるんですけど、今後ですね、この投票に関して、この難しい点をどのように考えておられますか。ひとつ詳しく説明してください。

○経営管理課長

ミッドナイト開催発表の10月末から1月までにネット会員数の増加数でございますが、オッズパークで2万4551名、ギャンブーベット3809名、チャリロト1889名、こちらのほうは民間ポータルサイトになります。オフィシャルの電話投票の増加数が1666人となっております。また、ご高齢の方等でご自身で申し込みが難しい方につきましてはですね、場内案内所で説明をさせていただくなどを行っております。また、民間ポータル会社等にもお願いをいたしまして、新規会員の募集コーナー等を設置いたしまして、加入の手続きのご案内を差し上げているところでございます。今後につきましても、もう少しわかり易いようなパンフレット等作成等を考えまして、できるだけ多くの方に加入していただくよう努めてまいりたいと思っております。

○平山委員

最後の要望ですけど、27年度より日本トーターが包括民間委託を受けてから、いろんなアマオートとか、議会も知らない間に開催されてですね、なるべく客を一生懸命集めようと思っております。レース場の財政は17億の赤字と、それとあと7億いくばくかですね、委託金もまだ残っております。一生懸命ですね、今後、日本トーターが、飯塚市、この

レースの売り上げのために、いろんな企画をしたいという提案がありましたら、飯塚市も全面的にね、協力をさせていただけるように要望して、質問を終わります。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第16号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第17号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の357ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2757万8千円とするものでございます。

事項別明細により、歳出からご説明いたします。予算書の361ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款1項1目 一般管理費において、上下水道局への事務委任負担金など、134万3千円、2目 施設管理費につきましては、主なものとして汚水処理施設ポンプの老朽化更新等で1222万5千円、2款1項 公債費として1301万円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入のご説明をいたします。予算書の360ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目の農業集落排水事業分担金を2件分の34万円、2款1項1目の集落排水処理施設使用料を、532万1千円、3款1項1目の一般会計繰入金を2191万6千円として、歳入歳出の収支バランスをとっております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第17号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第18号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について、補足説明

をいたします。

予算書の365ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、7653万3千円と定めるものでございます。

内容の主なものについて歳出からご説明いたします。369ページをお願いいたします。

1款1項1目 一般管理費の1374万9千円は、職員1名の給与等と嘱託職員1名の賃金等で、1名を正規職員から嘱託職員に変更することから、532万7千円の減額としております。2目 市場管理費の1762万6千円を、市場施設の維持管理にかかる経費として計上しておりますが、その主なものといたしましては、370ページの冷凍庫等点検委託料、清掃委託料、汚水処理施設維持管理委託料、老朽化による各所補修工事などがございます。371ページをお願いいたします。2款1項 公債費では4415万8千円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。368ページをお願いいたします。1款1項1目 地方卸売市場使用料は、平成27年度決算見込みに従いまして、前年度より168万9千円増の6408万4千円としております。2款1項1目 一般会計繰入金では987万3千円を計上して収支のバランスをとっておりますが、職員の嘱託への変更や市債償還金の減額によりまして、前年度より1322万7千円の減額としております。4款1項1目 雑入の257万5千円は、主なものといたしまして、水産物部汚水施設維持管理費負担金につきましては、処理費の実費を、水産物部卸売業者が負担することから、繰り入れをするものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

この会計に関連してなんですけれど、市の方針としては27年度いっぱいこのあり方については結論を出すということで、これはどこかに移設するという話であったと思いますが、今回の予算を見る限りにおいては、移設に関係した数字があがってないようなんですけれど、その辺の調査費とか、そういうことについてはですね、計上する必要ないのでしょうか。

○経済施設等対策室主幹

その件に関しましては、今現在、市場関係者から正式に文書をいただいたところでございまして、今後必要な予算につきましては、内部調整をしまして、6月議会に計上させていただければというところで、準備を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第18号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第19号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」について、補足説明をいた

します。

「平成28年度 飯塚市一般会計・特別会計予算書」の377ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3819万1千円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出の主なものを説明させていただきます。381ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は、職員給与費748万3千円を計上しております。同じく2目の駐車場管理費は、飯塚立体駐車場、東町駐車場、本町駐車場の運営経費、維持管理経費として2970万8千円を計上しております。このうち、主なものとしましては、飯塚市営駐車場指定管理委託料2482万円、飯塚立体駐車場システムの借上料の317万3千円です。

同じく381ページ、右下のほうから6行ほど上のほうになりますけれども、飯塚立体駐車場システム設定変更手数料59万4千円につきましては、飯塚立体駐車場の利用料金4時間以内300円の区分に1時間以内での利用料金200円の区分を設けるためのシステム改修経費でございます。また、あわせまして、飯塚立体駐車場の利用時間につきましても午前8時から1時間早めまして、午前7時から利用できるように予定いたしております。運用につきましては、4月下旬から予定いたしております。

次に、歳入の主なものを説明いたします。380ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目 駐車場使用料といたしまして3562万5千円を計上いたしております。次に、2款1項1目 一般会計繰入金につきましては、歳入不足分となります246万8千円を計上しています。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖満委員

確認ですけれど、4時間以内が300円だったやつを、1時間以内200円というものを設けるといことですよ。開場時間を1時間早める。これは立体駐車場だけですか。それでいいんですかね。

○建設総務課長

はい、飯塚立体駐車場についてそのように設けたいと思っております。

○道祖委員

駐車場の使用料金が本年度は、前年度に比べて70万9千円減という予算を組んでおりますけど、使用料ですね、これはどういう傾向にあるのか。

○建設総務課長

全体の利用者につきましては、若干減少傾向にございまして、その実績から若干減るものという形で計上いたしております。

○道祖委員

ダイマル跡地の開発です、あそこ駐車場がないから、皆さんどういふふうに来てるのかなというのがあるんですけど、それが活用されればですね、どこかの駐車場を使って行くんだらうと思うんですけど、その辺はどういふふうになっているんですか。

○建設総務課長

現在、公設市場がですね、移動いたしまして、東町駐車場の利用料金がかかなり減少してきております。この後、公設市場が戻ってまいる予定ということでございますので、東町駐車場につきましては、今後増加、ある程度増加するのではないかというふうには考えております。

○委員長

他に質疑ございませんか。

○田中裕二委員

今まで4時間300円だったものを1時間200円にということでございますが、それが1時間を超過した場合どのような料金設定になるのかお尋ねいたします。

○建設総務課長

新たに1時間以内の場合は200円設けるということでございますので、1時間を超えまして、4時間以内は300円ということになります。

○田中裕二委員

4時間までは300円、今までと一緒にということですね。はい、では、4時間を超えた場合、これは今までどおりですか。料金もあわせてお尋ねいたします。

○建設総務課長

4時間を超えますと、従来どおりでございますが、30分ごとに100円加算という状況でございます。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第19号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第20号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、補足説明いたします。

予算書387ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2412万2千円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細により説明させていただきます。歳出のほうから説明をさせていただきます。391ページをお願いいたします。第1款、第1項 工業用地造成事業費として鯉田工業団地、目尾工業団地の管理費として、394万8千円を計上いたしております。第2款、第1項 公債費につきましては、鯉田工業団地、目尾工業団地それぞれの造成にかかる借入金の償還元金1917万4千円を計上いたしております。第3款、第1項 予備費につきましては100万円を計上いたしております。

続きまして歳入を説明させていただきます。390ページをお願いいたします。まず、第1款、第1項 財産運用収入ですが、工事に伴う車両置場としての一時貸付などによる市有土地貸付料といたしまして、644千円を計上いたしております。第2款 第1項 繰越金ですが、これにつきましては平成27年度からの本会計における繰越金見込額を計上いたしております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

鯉田工業団地に関してですけれど、あと1区画の残っておりますけれど、この引き合いについてどういう状況なのか、確認させてください。

○産学振興課長

鯉田第1区画につきましては、現在のところ、交渉をしているところはありませんが、誘致に向けて情報収集等に取り組んでいるところでございます。

○道祖委員

まち・ひと・しごと創生法の中で、金融機関との関係が言われてるわけですが、金融機関は融資の関係があって、企業誘致には積極的に取り組んでいただけるんではないかと思っておるんですけれど、金融機関との情報のやりとりはどういうふうになっておるのか、確認させてください。

○産学振興課長

定期的ではありませんけれども、地元金融機関あるいはゼネコンも含めて、情報収集を行ってきておる状況でございます。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第20号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第23号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。別冊になっております予算書の1ページをお願いいたします。

予算第2条「業務の予定量」につきましては、年間総給水量1426万1198立方メートルを予定しております。次に、予算第3条の収益的収入及び支出で、収益的収入として22億7940万円を、支出として22億9350万3千円を計上いたしております。予算第4条の資本的収入及び支出で、資本的収入として5億3403万2千円を、2ページで支出としまして14億4739万6千円を計上いたしております。

主な内容について予算明細書によりご説明いたします。20ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1項1目 給水収益で水道料金19億490万2千円を計上いたしております。21ページをお願いいたします。2項4目 長期前受金戻入で1億6183万6千円を計上いたしております。

収益的支出でございますが、人件費・委託料・動力費・減価償却費・企業債利息の経常経費等22億9350万3千円を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、改良事業、新設事業等の財源としまして、1項1目 企業債2億9470万円、2項1目 出資金1億3440万円等を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。資本的支出の1項 改良事業費でございますが、1目 配水施設改良費2億6390万円と、2目 諸施設改良費3億6896万1千円で立岩2号配水

池防水工事等29件の工事費と30ページ一番上でございますが、楽市水管橋架替工事にかかる負担金を計上いたしております。2項の新設事業費でございますが、1目 配水施設新設費6685万円で長尾地区減圧弁設置工事等6件の工事費を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。3項1目 原水及び浄水施設費4200万円で久保白ダムにかかわる1件の工事費と1件の委託料を、4項1目 拡張事業費4500万円で馬敷地区、大分地区配水管布設工事費を計上いたしております。5項1目 企業債償還金で4億7024万2千円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

なお、お手元に予算資料といたしまして、本事業会計の「予算収支総括表」及び「工事計画概要」などを配布いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

施設改良費とかですね、新設事業費、記載されておりますので、着実に計画どおり、事業は進められてるというふうには思っておりますが、本会議の中で、いろいろとその老朽管の改良についての指摘がございましたけど、これについては、事業計画をもって、間違いなく着実にですね、市民の皆さんに迷惑をかけないように最大の努力をされてるというふうに思いますが、そのとおりのかどうか、確認させていただきたいと思っております。

○上下水道局総務課長

事業計画に基づき、推進をしておりますのでございます。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第23号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第24号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の33ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収入及び支出で、収益的収入といたしまして4925万8千円を、支出といたしまして4868万6千円を計上いたしております。予算第4条の資本的収入として2590万4千円を、資本的支出といたしまして、3363万9千円を計上いたしております。

主な内容につきまして予算明細書によりご説明いたします。46ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1項1目 給水収益で、給水契約を結んでおります6事業所の契約水量に基づく水道料金552万2千円を計上しております。2項2目 他会計補助金で2689万7千円、3目 長期前受金戻入で1612万5千円を計上いたしております。

47ページをお願いいたします。収益的支出として人件費、減価償却費等4868万6千円

の経常経費等を計上いたしております。

49ページをお願いいたします。資本的収入1項1目 他会計補助金で2590万4千円を計上しております。

資本的支出でございますが、1項1目 配水施設改良費200万円と2目 諸施設改良費1513万9千円で津原導水管仕切弁改良工事等3件の工事費を、3目 調査費600万円で工業用水水利権に関連する委託料1件を計上しております。2項1目 原水及び浄水施設費1050万円で、水道事業で実施いたします久保白ダムにかかわる工事等の2件の負担金を計上しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

なお、水道事業会計と同様に、お手元に予算資料といたしまして、「予算収支総括表」「工事計画概要」などを配布いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第24号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 平成28年度飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第25号 平成28年度飯塚市下水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書51ページをお願いいたします。予算第2条 業務の予定量につきましては、年間総処理水量704万490立方メートルを予定しております。予算第3条の収益的収入及び支出で、収益的収入としまして21億5166万7千円を、支出といたしまして19億7050万4千円を計上いたしております。

52ページ、予算第4条の資本的収入及び支出で、資本的収入といたしまして11億1262万7千円を、支出といたしまして18億5435万4千円を計上いたしております。また、第5条 債務負担行為として水洗便所等改造資金利子補給金、期間は平成28年度から34年度までを計上いたしております。

主な内容につきまして、予算明細書によりご説明いたします。70ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1項1目 下水道使用料で10億317万8千円を計上いたしております。2項3目 長期前受金戻入で5億9998万4千円を計上しております。

71ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、人件費・委託料・減価償却費・企業債利息の経常経費等19億7050万4千円を計上いたしております。

77ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、施設整備、施設改良の財源としまして、1項1目 企業債5億7810万円、2項1目 国庫補助金4億3493万1千円等を計上いたしております。

資本的支出でございますが、1項1目 施設整備費4億3340万円で6件の委託料と78ページ上段でございますが、柏の森地区汚水管渠布設工事等12件の工事費を、また、

2目 施設改良費6億3784万6千円で4件の委託料と終末処理場機械設備改築工事等10件の工事費を計上いたしております。

79ページをお願いいたします。2項1目 企業債償還金で6億3601万7千円を計上しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

なお、水道事業会計及び産水事業会計と同様に、お手元に予算資料といたしまして、「予算収支総括表」「工事計画概要」などを配布いたしております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第25号 平成28年度飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長

「議案第33号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の31ページをお願いいたします。「議案第33号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、昨年9月4日に公布されました、農業委員会法の改正に伴い、関連する委員の報酬について定めるものでございます。

33ページの新旧対照表をご参照願います。旧条例では、その別表におきまして、選任による委員、選挙による委員の区分を設け、その報酬月額を、それぞれ3万6900円と定めておりましたが、今回の法改正で、委員の選挙や選任の制度が廃止され、委員は全て市長が任命することとなりましたことから、新条例では、この区分を廃止し、「委員」という区分に統合するものでございます。また、新条例では、今回の法改正により、新たに設置することとなりました農地利用最適化推進委員につきまして、別表にその区分を新設し、その報酬月額を2万6千円と定めるものでございます。施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

なお、推進委員の報酬月額を2万6千円と定めました理由についてですが、推進委員と農業委員との活動量を比較することにより、算出させていただきました。会議等への参加比率や、現地活動の比率から算出しますと、推進委員の活動量は、農業委員の約7割程度と推計しております。そこで、農業委員の報酬月額3万6900円に7割を乗じまして、今回2万6千円という報酬月額を設定させていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 33 号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第 41 号 飯塚市中小企業振興基本条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

議案書 62 ページをお願いいたします。飯塚市中小企業振興基本条例について、補足説明させていただきます。お手元に配布いたしております「飯塚市中小企業振興基本条例の概要及び対照表」により 12 月の経済建設委員会でご説明いたしました条例案から、変更等を行った主な条文について、ご説明させていただきます。

条例案を検討するにあたり、従前から、個別に経済・産業団体などと条例制定にあたり、意見交換などを行っていたところですが、12 月の経済建設委員会以降、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、飯塚民主商工会、飯塚市商店街連合会、嘉飯桂産業振興協議会、福岡県中小企業家同友会、筑豊地区中小企業団体連合会など市内の経済・産業団体 7 団体全体での意見聴取を行ってまいりました。なお、この団体の出席者の中には、弁護士や畜産業を営まれている方もご参加いただいております。

その中でのご意見といたしましては、「条例の見直しに係る条文を追加すべきではないか」「中小企業振興施策を進める上で、施策には予算が必要であるため、予算についての条文が必要ではないか」との追加条文の必要性について、ご意見をいただきました。

また、「商店街振興につながるような意味合いを条例の中に含んでほしい」「12 条の意見の反映につきましては、どのようなやり方をするのか、具体的な話し合いができる場を明記してはどうか」との意見をいただきました。

このことについて、再度、意見交換を行った中で、第 13 条 財政上の措置、第 15 条 条例の見直しにつきましては、ご意見を反映させていただき、条例に追加することを説明いたしております。

「商店街振興につながるような意味合いを条例の中に含んでほしい」というご意見については、この条例が、農業や工業など産業全体を包含した条例であり、個別の産業につきましては記載していないことなどから、この条例に馴染むのか、また、他の条例などのほうがよいのではないかと検討が必要であること。また、「12 条の意見の反映につきましては、どのようなやり方をするのか、具体的な話し合いができる場を明記してはどうか」との意見につきましては、経済部におきましては、トライバレー委員会、観光基本計画策定委員会、農業経営・生産対策推進協議会などさまざまな調査審議する機関があり、この機関の中には、附属機関もあることなどから、重複する機関とならないよう調整が必要であること。また、この条例の規定では、「中小企業施策に中小企業者などの意見を反映させるため、意見の交換を図るための機会を設けるなど、必要な措置を講じなければならない。」と規定している「組織の必置規定」であることをご説明いたしまして、案段階ではありますが、会議要綱や概要図をお示しし、必要な組織については、条例制定後、関係者の皆様のご意見を伺い、目的、構成などを検討していくこととお伝えし、ご了解いただいたところです。

このことにより、今回、条例の第 13 条において「財政上の措置」といたしまして、「振興施策推進のための財政措置に関する努力義務」の条文を、第 15 条におきまして、「条例の見直し」として、「一定期間での条例の見直し」の条文を追加いたしております。

また、第8条におきましては、「金融機関の役割」として、「円滑な資金提供、経営相談・助言」の条文を、第10条において「大学等の役割」といたしまして、「大学や産業支援機関の中小企業者の事業活動への協力等」の条文を改めて、追加規定いたしました。

他の第1条から第7条、第9条、第11条から第12条、第14条につきましては、文言の細かな追加、修正はありますが、内容の変更を伴うような大きな変更は行っておりません。

なお、意見聴取につきましては、市内3大学・飯塚銀行協会へも意見聴取を、また、市報・ホームページなどにより、市民からの意見募集を行っております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○福永委員

条例の提案に至るまでの経緯は今の説明でわかったんですが、市民からパブリックコメントでどのような意見が出たか、あれば教えてください。

○産学振興課長

パブリックコメントについては、1月4日から20日の間で募集をいたしております。その中で市民の方から一件、意見をいただいているところです。意見の内容につきましては、条例についての意見はいただいております。条例制定後の施策についての意見ということですので、それにつきましては、条例制定後、ご意見を参考にさせていただきますということで、ご回答させていただいております。

○福永委員

7団体の方々と協議して、今回のこの条例の提案となったというふうに伺いましたが、他市はですね、例えば商工団体や経済団体の加入を促す規定や調査研究について、規定している条例もしくは大学等だけでなく、学校について規定している条例、中小企業や大企業、さらには市民の役割の中で市内からの調達について規定している条例があったんですが、提案の条例にはこういう内容が組み込まれていないようなのですが、どのような協議が行われて、どんな検討をしたのか、あればよろしくお願いたします。教えてください。

○産学振興課長

平成27年4月現在であります。条例施行されてる自治体につきましては、県も含めまして、147団体ということで、理解しております。その中には、中小企業基本振興条例もあれば、農工業振興条例といったある産業を重点的に施行している条例もあれば、その市町村、行政によりまして、中心となる産業を中心として、書かれている条例もあります。しかしながら、ほぼ多くの条例につきましては、理念条例でありますので、市の特徴を加味しながら、一般的な記載となっているところの条例が多いかと理解しております。

本市につきましては、そういった理念条例の主旨にあわせて、市の特徴である大学あるいは産業支援機関、産学連携を中心として経済施策を行っておりますので、その部分を条例に強調いたしまして、条例案とさせていただいたところです。

○福永委員

例をあげると、松山市の中小企業振興条例では、大企業の役割として、「大企業者は、中小企業者により生産され、製造され、もしくは加工された物品の消費又は提供されるサービスの利用に協力するよう努める」という条例があったり、東温市中小零細企業振興基本条例では、市民の理解と協力で、「市民は市内において生産され、製造され、又は加工される製品及び市内で提供される商業サービスを利用するよう努める」というような例があります。で、中小企業同友会では、全国的にこの中小企業振興基本条例の制定の働きを行ってきて、そのホームページによると、条例の果たす役割の1つとして産業振興会議の設置など、市民参加型の推進体制を築くことにより、現場のニーズに沿った施策が可能になるとともに、若手産業人の育成

など地域の次代を担う、人材の育成の場となるとあります。このような推進体制に関する規定が提案の条例にはないのですが、どんな点を検討されたのかお教え願います。

○産学振興課長

繰り返しのご答弁になるかもしれませんが、先ほど申しましたように、基本条例でありますので、深い内容については記載をいたしておりません。しかしながら、飯塚市経済部で検討しました条例案をもとに、中小企業振興同友会その他7団体と意見交換した中では質問者言われましたような意見もいただいているところです。それにつきましては、同じようにこういったことで、条例案を作成しているというところで意見交換を行いながら、先ほど補足説明いたしました13条、15条の追加を含めまして、ご了解をいただいて、この条例案とさせていただきます。

○福永委員

やはり条例の、もっと中に入って、よりいいものを作ってもらうためにも、この中小企業の同友会の方がホームページに載ってるように、やっぱり地域の人材の育成の場となったりとかですね、なるように、早めにもっと深く入り込んで、条例のほうを制定してほしいわけですが、第15条に市長は一定期間ごとに必要に応じて条例の見直しを行うものとするというふうなのがあるんですが、一定とは大体どの程度なのか。教えてください。

○産学振興課長

この条文につきましては、関係団体からの意見聴取の中で意見を反映させていただいたところで追加として条文化しておるところでございますが、この一定期間ごとというところの記載につきましては、例えば、具体的に年を決めて、5年とか3年とかいう意見交換もしたところですが、年度を区切れればその年にしかできないというようなことも生じるかと思ひまして、いつでも必要な時に改正ができるということで一定期間としているところでございます。

○福永委員

今回のこの条例の提案に至って、やはりもう少し早く、26年に始めて、今回この28年、2年くらい経つんですが、もっとほかの地域では、もう制定してやってる場所もありますので、もっと早くスピーディーに進めてほしいわけですね。今回の条例に関してですね、もう少し入り込んだ部分の見直し等をしてもらうのに、やはり一定の期間というだけでなく半年後ぐらいには条例の見直しとして、また、再度、今の条例をよりよくするためにやってほしいのですが、半年後にできるかどうか、お約束できないでしょうか。

○産学振興課長

補足説明の中でもご説明いたしたところですが、意見交換を図るための機会を設けるといふところにつきましても、意見交換をした中で条例が制定されました後に、また、関係団体等について、意見聴取、意見交換を行わせていただきたいということで、関係団体にもそういうことで説明させていただいたわけですので、条例制定後、この条例案について、また改めて関係団体と意見交換を行いたいと考えておりますので、半年をめどに、何らかの報告をさせていただきたいと考えております。

○福永委員

それではどうぞよろしく願いいたします。もっとより良い条例ができるように、お願いしたいと思ひますので、半年後、また、見直しのほうでしっかりしてもらいたいと思ひます。

○道祖委員

昨年の5月に、4月に選挙終わってからですね、この条例の、早期の制定を求めて今回こういう形で出していただきました。ありがとうございます。12月に案として出された内容ですけど、全体的に目を通しまして、自分なりにちょっとお尋ねしていきたい点がありますので、時間をいただきたいと思ひます。

まず、7団体とお話しされたと言っておりますけど、まず7団体を再度確認させてください。

○産学振興課長

7団体につきましては、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、飯塚民主商工会、飯塚市商店街連合会、嘉飯桂産業振興協議会、福岡県中小企業家同友会、筑豊地区中小企業団体連合会、この7団体となっております。

○道祖委員

まず、企業経営にかかわる団体であると思えますけれど、その中でいろいろ協議されて、今回の条例ができていと思うんですけど、まず、基本理念のところなんですけれど、この中でですね、3条で基本理念が書かれておりますけれど、もちろん中小企業者の自主的な努力を尊重するというは当たり前だと思っておりますけれども、地域特性に応じた総合的な振興施策を講じること、この地域特性というのについては、どういうふうな議論があったか、まず確認させてください。

○産学振興課長

第3条 基本理念、この中の第2号 地域特性、この記述に対して意見交換の場で、特にどのような意見はございませんでしたけれども、これにつきましては、大学、産業支援機関、こういった本市の特徴的なものを地域特性ということで位置づけております。

○道祖委員

では、3号にですね、市、中小企業者等、関係団体、金融機関、大企業者、大学等及び市民が連携し、協力の下に取り組まれることとなっておりますけれども、この協議した7団体の中にですね、企業経営にかかわるいろいろな資格の関係者がいますよね。税理士さんとか、中小企業診断士とかですね、行政書士とか、労務管理士とか、そういうのがあると思うんですけど、そういう人たちはこの中に含まれるんでしょうか。

○産学振興課長

基本的に市全体、社会が一体となって地域経済の活性化を図っていく、これがこの条例の目的ですので、そういった方々も含まれるということで考えております。

○道祖委員

それならそれで結構なんですけれど、この条例をつくるに当たって、そういう方々のご意見を聞く機会があったかどうか。

○産学振興課長

先ほどの意見交換の中で、弁護士の方も含まれておりましたので、弁護士の方の意見はお伺いをしたところですが、特に個別にご意見を伺ってはおりません。

○道祖委員

続いてですね、第5条、市は第3条の基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする、というふうになってますね。ここに2項として、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者等、関係団体、金融機関、大企業者、大学等及び市民と協力するというふうになっておるんですけど、これは次の第8条等に関係で出てくるんで、確認ですけど、今、飯塚市ではですね、金融機関と地域振興についての協定書とか、そういうものを結んでおるのかどうか。

なぜこれを言うかと言うとですね、ここに、第5条に総合的な計画を持って実施するというふうになっておるんですけど、それには金融機関、大学等、大企業とか、いろいろ入っておるんですけど、先ほどもですね、企業誘致の工業団地の関係で、金融機関との関係、まち・ひと・しごと創生法の絡み等で、金融機関との関係をお尋ねしましたけれど、必要なときに金融機関等にですね、ご相談をしておるということでもありますけれど、それはそれで1つのあり方かも知れませんけれども、いま法で求められているのは、金融機関を積極的にご相談しながらですね、市の発展というか、地域の活性化に結びつけていくというふういろいろと法律

で言われております。そのように感じておりますけれど、その中で先だって行政視察に行ってきた鳥取市ではですね、やはり、地域おこしの関係で鳥取銀行と鳥取市さんは協定を結んでですね、積極的に企業誘致のセミナー、または地域の特性の商品とか、そういうものを発信する、そういうことを積極的にやっておるんですけれど、それは協定を結んでですね、こういう考えでやってますということなんです。せつかくここまでつくるならですね、きちっとその協定を結ぶぐらいの思い、要はこの協定を結ぶということは何かということは、その金融機関も一層ですね、地域の活性化に取り組んでくださいと、お願いしますと、一緒にやってみましょうと、そういうことがですね、意識というか、意思表示が固くなるのではないかと私は思うんですけど、そこまでするべきではないかと思えますけど、どう考えます。

○産学振興課長

金融機関の役割といたしまして、円滑な資金提供、経営に関する相談、助言を行うことということで、金融機関の役割を規定いたしておりますので、条例制定後、金融機関についても、協定までいけるかどうかわかりませんが、積極的な経済の活性化にご協力いただくよう働きかけていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

この条例をつくったときに、金融機関はこういうことを務めるものとするというふうに記載されておりますけど、どこまでの縛りがありますかということなんです。協力してくださいでしょう、やっぱり。法律では、その金融機関は地方活性化のために努めなくてはいけないというふうになってはいますが、僕が言っているのは、やる以上はね、条例は条例でいいんですよ。実行する中において、もう少しですね、具体的に取り組む姿勢というのをきちっとお互い確認していったほうがいいと。条例だけでは、あなたが言ったように理念条例で、理念だけでは物事は進まない。実行性を持たせるためにはどうするかということは、そういう協定を結ぶということも必要ではないかと考えると。これは今後のあり方について内部で検討していただいて、後日報告はいただきたいと思えますけど、考え方というものをですね。それとともに大企業の役割となっておりますけど、この大企業というのはどういうふうに捉えたらいいのかですね、地元にある大企業なのか、地元の中小企業に関連する大企業なのか、その辺はどういうふうに考えて、こういう内容を入れておるのか。

○産学振興課長

大企業の定義につきましては、中小企業者、小規模企業者以外の企業者であって、市内に事業所等を有するものというふうに規定しておりますので、市内に本社があるもの、あるいは市内に事業所等があっても本社が市外ということも、この大企業の定義の中に含まれておると理解しております。

○道祖委員

もう少し具体的に言ってください。市内にある大企業なんですか。それとも市外にある、例えば中小企業が下請をしているから、確実に系列下にある企業であるから、その系列下の企業の振興を図るために、大企業にもの申ししていくという考え方なのか。その点だけちょっと確認させてください。

○産学振興課長

市内に事業所等を有するものというふうに規定しておりますので、そこも含むというふうに理解しております。

○道祖委員

なぜ、これを確認するかというと、市外の大企業に対しても、市内にある中小企業が仕事の関係で、大企業との関連があるところに対することをうたっているとするならば、これはこういう条例ができましたと、つきましては市内にある企業が御社との関係があるということでありますので、飯塚市としては中小企業の振興を図っていきますので、よろしくご協力ください

というような、文書か何かきちっと出しとかなないとね。親会社があつて子会社があつて、子会社に一生懸命言ったって親会社が全然知らんということになったらですね、具体性がないということになるんですよ。なると思うんですよ。だからその辺を運用の中できちっと踏まえて、ここも言うておきますけど、理念条例を実行性のあるものとするならば、そういうこともフォローしとかなないといかんと思いますので、これも検討してください。

続きまして、第10条、ここもです。大学等。これも一般質問でいたしましたけど、大学があるのを前提でいろいろ計画をつくってますけれど、そのとき確認しましたけど、市長は年に1回はきちっと3大学と協議しながら、いろいろまちづくりに協力してもらっているということでありましたけれど、であるならばですね、先ほどの質問と重なりますけど、協定とか、そういうまちづくりに対する協定とか、そういうものを結んでいるのかどうか、お尋ねします。

○産学振興課長

個別には、個別の事業等々について、大学と協定を結ぶようなことはありますけども、包括的に大学と協定は行っておりません。

○道祖委員

その辺もですね、どうあるべきか、ほかの都市はですね、やはり大学、学園都市とかつくる時に協定書を結んで、いろいろなことを取り組んでいます。飯塚市ももちろん取り組んでるんですよ。取り組んでますけど、協定とかそういうものを結んでないならば、これも先ほどと同じです。結ぶことによってですね、目を行政に向けてもらって、まちづくりに向けてもらう。一層、目を向けてもらえることができるんじゃないかと思いますので、その点についても、運用していく中で検討していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○産学振興課長

いただいた意見を参考にさせていただいて、大学、金融機関、大企業と、そういったところについて条例制定後、いろいろ働きかけていきたいということで考えております。

○道祖委員

3条で、地域の特性というのは大学があることだということですから、なおさらですよ。そういうことを考えて取り組んでいただきたいと思います。それと弁護士さんが入っておりますからということでしたけれど、中小企業の実態というのは、もちろんこの関係7団体の方もよく御存じだと思いますけれど、実際、中小企業をまわりで支援されている税理士さんとか、労務管理士さんとか、中小企業診断士とか、そういう資格を持った方々、そういう方々を頼りにしている中小企業というのは多々あると思うんですよ。であるならば、その方々も情報を持っておるといいますので、そういう方々とのですね、意見交換をするということも必要ではないかと思いますが、今後そういう方々と協議をしていくようなことを考えてはいかがかと思えますけど、どう思います。

○産学振興課長

条例制定前につきましては、産業経済関係団体あるいは大学、銀行協会等意見をお伺いいたしましたけれども、制定された後につきましては、そういった関係者についても、意見交換を行ってきたいというふうに考えております。

○道祖委員

この条例を制定するに当たって、その7団体の方々と協議し、この条文をつくったということで説明があつて、いま福永委員からですね、ほかの都市のやつでいいところがあれば、修正することもやぶさかではないのではないかと、そういうことを考えて、実行性のあるやつを新たに考えてくれというような要望があつたように理解しておりますけれど、14条にですね、市長は、毎年度、中小企業振興施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとするというふうになっているんですよ。要はここで実施状況をとすることは、理念条例でという話ではないということなんですよ。理念条例という感覚じゃなくて、これをつくってやっていくというふう

に私は理解しているんですよ。だから、市長は条例の見直しを行うと、理念条例の見直しをするということは、気持ちを高めるような文言を入れればいいというような話ではないんですよ。中小企業振興条例、中小企業憲章等のあり方を見てみると、やはり理念条例じゃなくて、実行を伴うものをつくっていけ。今の時代はそういうふうになってきているんですよ。先だっけの一般質問じゃないですけど、子ども子育て事業計画をつくりました。つくっても、現実合ってなければ、市民に対応できてないということですから、国の方針とも違ってきているということですから。であるならば、これは実行ができるようなものを、やはりやっていかなきゃいけないということだと思っておりますよ。だから、そういうことをずっとやってきて、地元の中小企業の振興を図っていくという、これが理念じゃだめなんですよ。これは再度言うておきますけど、それがためにはどうするかということは、プラン、ドゥ、チェック、アクションということは、もうこのごろよく行政の場でも言われております。それをつくらなくちゃいけない。プラン、しつこく私が何で条例ごとに協定書を結んだらとかですね、こういう人たちの意見を聞いたらと言っているのは、実行計画をつくらなくちゃいけないから。そのときに1つ協定を結ぶことも実行計画であろうし、そして、その中で協定を結ぶに当たって、いろいろな議論の中で振興策を考えていかなきゃいけないということだと思っておりますよ。だから、先ほどの6カ月後ですか、その中でいろいろ指摘があった内容で、前向きな条例改正も考えていくんだということでありましたので、それはそれで結構ですけど、そのときに理念条例ではだめだということだけね、はっきり行政の皆さん、市長はもちろん、市長は企業の社長だから、特段事業計画を持ってやられてきた人だから、私が言いたいことがご理解いただけると思っておりますけど、そういうものをつくって、中小企業の具体的な振興を行っていただきたいと思っておりますけど、市長、どう思います。

○経済部長

今、質問委員がらるご指摘受けたとおりのことは十分認識しております。実際には、この条例を制定するだけでは、中小企業の振興に具体的につながるということは考えておりません。今後いかに条例の理念を重んじ、自治体と中小企業者等が協力し、また金融機関、地元、大学等の協力を得ながら、地域の中小企業の振興、地域経済の振興に取り組んでいくかが重要であるというふうに考えております。また、先ほどご指摘がありましたように、中小企業の振興条例につきましては、さまざま先生方もいろんなご意見を出されておりますが、その中で共通しているのは、基本条例を制定し、それをチェック、検討する審議会等を設け、また、実態調査、アンケート調査等を実施しながら、また基本条例を見直していくというようなサイクルにしななきゃいけないということも認識しておりますので、先ほど補足説明の中でも、担当課長が言いましたが、条例制定後はですね、そういうような意見をさらに聴取したり、訂正したり、今後にかすための会議を設置する予定としておりますので、ご理解方よろしく申し上げます。

○市長

中小企業基本条例というものをつくるという流れの中で、これは、ちょっと外からの話もしますけれども、私が中小企業同友会の委員長として、この筑豊地区の経済をどうするかということにも携わって、田川、直方と嘉麻市も含めて絵を描いてきて、やはり行政の力を借りなきゃいけないところも当然あるし、また逆に我々のほうから、行政にお願いすることも、行政から依頼することもあるんですけどね、あまり細かく入っていったら、それは先ほど言われる理念のほうだけがね、先行してきて、細かく入っていくとしたら、それぞれの中小企業そのものを、私はそのとき委員長だったから、それをしていくというのはものすごく大変なことなんです。だから、質問者言われるように、理念という形は、それはもうおかしいじゃないけれども、それじゃ意味がないということもわかるけれども、それを大学であれ、中小企業であれ、大企業であれ、弁護士さんであれ、それを押さえていったときにはですね、大変な契約を、お互いのね、交わすようなことになってくるわけですから、これはしましよと、そこまでは今度は

これは入れませんか。そういうことの中身に対してはですね、やってきとかないかんことではないかなと思います。言われることはわかりますけども、理念ですれば何でもできるんです。そういう意識はあったよと、だけど進まなかったねで逃げればいいわけですけども、あなたが言われてるのは、そこではなくて、やるからにはやりなさいよと。契約を結ぶなら契約を結んだ流れの中でやりなさいと。しかしそれはものすごい数が私は出てくると思います。今の言われる職業の流れの中から数えていけばね。だから、そこをどうするかという問題があるんじゃないかなと思います。

○道祖委員

やはりね、市長、そのとおりだと思いますよ。私、ある会社の方から言われました。工場長からですね、自動車関連。これは前も言ったかもわかりませんが、自動車の関係の組織をつくってますよね、飯塚市は。しかし、それは自家用車が中心なんだと。自分たちが扱っているのは、トラックとかですね、特殊車両なんだと。すると、車と言って同じだけど、実は中身が違うんだと。企業としてほしいものが違うんだと。そのところはですね、なかなか難しいということを言われておりました。だから、同じことなんですよね。だけど、産業の振興を、中小企業の振興を図るんだしたら、やはりそういう具体的なニーズに対して、大学が何ができるのか、行政が何ができるのか、例えば、あそこにあります柏の森の、名前が変わったから出てこないですけど、職業訓練を施すところ、ポリテクセンターですね、そういうところはやっぱりですね、中小企業が求める人材がどういうところにあるのか。そして、そういうところに働きかけて、人材をですね、技術職だけじゃなくて、技能職も必要があるわけですから、そういう橋渡しをきちっとですね、やはり行政はやっていかなくちやいけないと思っております。だから、そういうことを私は期待して、この条例の制定については賛成しようと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:47

再 開 11:54

委員会を再開いたします。

先ほどの議案に関しまして、ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第41号 飯塚市中小企業振興基本条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第52号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第52号 市道路線の認定」について、補足説明をいたします。議案書の86ページをお願いいたします。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提案するものでございます。

今回認定する路線につきましては、1路線、延長74.2メートルで開発帰属に伴うもので

ございます。路線箇所は、87ページに記載いたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第52号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

執行部から案件に記載の8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚創生塾～オープン・イノベーション・プログラム～について」、報告を求めます。

○産学振興課長

お手元に配布しております「飯塚創生塾 オープン・イノベーション・プログラム」と記載しております資料により報告させていただきます。

飯塚市がインキュベーション施設として運営しております「飯塚市新産業創出支援センター」、通称「e-ZUKAトライバレーセンター」における今後の機能や活用方法、運営方法などについて検討を行うため、12月議会の補正予算におきまして、地方創生先行型交付金を活用いたしまして、「オープンイノベーション拠点整備調査委託料」を計上いたしておりますが、この事業を九州経済調査協会に委託いたしまして、今回、市内の企業・大学・行政関係者、学生やNPOなどさまざまな人々が交流し、創業や新規事業などが創出されるような機能や活用方法などについて、広く市民の皆さんのご意見をお伺いさせていただくことを目的といたしまして、「e-ZUKAトライバレーセンター」におきまして、「飯塚創生塾」と題しまして、2月25日に56名の参加のもと、「地方創生を实践する地域コミュニティの在り方とは」をテーマとしたセミナーを開催いたしております。今後につきましては、3月10日、3月15日、3月17日の日程で同様の目的で、ワークショップ等の開催を予定いたしております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、報告を求めます。

○商工観光課長

飯塚市中心市街地活性化の取り組みにつきまして、商工観光課が所管します商業の活性化事業の取り組み状況につきまして、本年11月4日の本委員会でご報告させていただきました以降の事業進捗状況を資料に基づき、ご報告いたします。

まず、中心市街地再興戦略事業のタウンマネージャー設置事業につきましては、引き続き、各種商業団体等との連携のもと、商業活性化に向けたさまざまな企画・立案や空き店舗対策、国の補助金を活用したハード事業やイベント等のソフト事業の支援などを行っていただいております。

次に、社会資本整備総合交付金を活用しました事業につきまして、ご報告いたします。

まず、商業活性化支援事業につきましては、「健康空間創出事業」を飯塚商工会議所、「新規創業者等支援事業」を株式会社まちづくり飯塚が、それぞれ実施主体として行っております。「健康空間創出事業」におきましては、「メタボ予防教室」「ママリフレッシュ運動」、2月20日には「スロージョギング大会」と「ファミリースタンプラリー」を同時開催し、多くの家族連れなどで賑わっております。また、「新規創業者等支援事業」におきましては、計5回の起業塾を行い、創業希望者への支援を行っております。その結果、3名の創業への応募がございましたが、1月14日の審査会の結果、営業継続の観点等の疑義等のため、今回の採択者は0名となっております。

戦略的逸品店舗誘致事業につきましては、これまで中心商店街に即戦力となる逸品店舗の誘致活動を進めております。昨年8月に1社出店して以降につきましては、新規出店はあっておりません。今後とも飯塚市戦略的逸品店舗誘致部会と連携しながら、引き続き積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、街なか循環バス運行事業につきましては、平成27年度より1日当たり3ルート9便で実証運行を行っております。4月から1月までの利用者数は9423人で、月平均約940人、1日平均約40人の利用状況となっております。現在、次年度に向けて運行ダイヤ等の改善検討を行っているところでございます。

以上で、簡単でございますが、状況報告について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○経営管理課長

専用場外発売所開設2件について報告いたします。提出資料をお願いいたします。

1件目でございますが、名称は「オートレース宇部」、開設場所は「山口県宇部市サテライト宇部内」、設置者は「有限会社アーティマックスジャパン」、管理施行者は「山陽小野田市」、施設の概要ですが、オート専用の一般席48席、オートレース専用窓口3窓となっております。年間総発売日数は340日程度を予定しており、2月19日にオープンをいたしております。

次に、2件目でございますが、名称は「オートレース薩摩川内」、開設場所は「鹿児島県薩摩川内市サテライト薩摩川内内」、設置者は「株式会社九州みぞべ興産」、管理施行は「飯塚市」、施設の概要ですが、オート競輪共用席123席、窓口数2窓となっております。年間総発売日数は340日程度、1日当たり発売見込み金額は約17万円となっております。現在の進捗状況としましては、3月1日に設置申請書の提出をしております。その後、九州経済産業局の現地調査、設置許可、施設設備の設置確認調査を経ましての開設となりますので、オープンは3月下旬から4月下旬を予定しております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国道201号立岩大橋側道橋整備事業の着手について」、報告を求めます。

○建設総務課長

「国道201号立岩大橋側道橋整備事業の着手について」、報告いたします。提出しております資料をお願いいたします。

事業名は、「国道201号立岩大橋側道橋整備事業」でございます。工事の着手は、平成28年5月上旬の予定で、工事完了につきましては、平成30年3月末の予定となっております。なお、5月上旬の工事着手につきましては、本格的な工事に入る前の周辺整備にかかる工事の予定でございます。事業主体は、「国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所」となっております。

次に、立岩大橋側道橋の概要でございますが、全長約300メートル、幅約2.5メートル、歩行者及び自転車につきましては手押しにて通行可能でバリアフリー仕様となっております。昇降口につきましては、新飯塚駅入り口交差点側及び立岩交差点側の予定となっております。

この工事によりまして、新飯塚駅東口側のロータリー部分など、市の管理地の一部を貸し付けることといたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木管理課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております資料をお願いいたします。

駅通り橋修繕工事でございますが、原契約金額8931万6千円に445万3920円を増額し、変更契約金額を9376万9920円とするものでございます。

その主な理由といたしまして、実施にあたり、横桁の取替えのため、主桁補剛材から取り外した際、箱状になった補剛材の内側に腐食が発見されたため、全ての補剛材を調査したところ、136箇所の内、腐食の激しい122箇所の取替えを行った変更による増工、その他現地精査により変更を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

鋼材の腐食ということで、関連してちょっと質問いたします。今、新庁舎の鋼材、柱が建っております。あれをみていると、塗装しているところと塗装してないところが大分あると思うんですけどね。あのまま、もし工事が進捗していったら、腐食につながるんじゃないかなと思って、どういうわけか、お聞かせください。

○建築課長

確かに、今言われますように、庁舎建設現場を見ていただきますと、鉄骨にさびが出ておるところと塗装あるところとあります。本庁舎は耐火建築物としなければなりませんので、鉄骨の柱とそれからはりについては耐火被覆をしなければなりません。柱はですね、最終的には露出しまして仕上げを伴いますので、これについてはさび止めをしてですね、その上に耐火ボードを貼るということで耐火被覆を行います。

はりについては、天井裏で見えなくなります。これについては、岩綿、ロックウールですけども、この吹きつけを行うことによって耐火被覆をいたします。このロックウールを吹きつ

ける際なんですけれども、塗装しておりますと付着いたしませんので、鉄骨に塗装をせずに吹きつけるということになります。ただ、表面さびがあっても、ロックウールを吹きつける際には、なんといいましょうか、付着性が高まって、さらに、ロックウールを吹きつけることによって、この鉄骨のさびの進行を止めるということで鉄骨の構造上に問題はないというふうになっております。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○頼田支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故について、報告いたします。

本件事故は、平成28年1月21日午前8時ごろ、市道御徳・烏尾線を烏尾方面から上勢田方面へ走行中、道路左側にできた窪みに、車両左側の前輪と後輪のタイヤを落とし込ませ、左側前輪と後輪のタイヤなどを損傷させたものです。事故の過失につきましては、現在相手方と協議中でございます。

道路点検補修につきましては、日頃から市民からの情報提供、職員への呼びかけ、パトロールを行い、補修箇所を発見した際は、迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年1月23日からの寒波の影響に伴う災害の状況について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

平成28年1月23日からの寒波の襲来により、水道管の凍結及び断水が発生し、その対応等を行いましたので概要をご報告いたします。お配りしております資料をお願いいたします。

まず、1番目の災害の概況につきましては、記録的な大寒波襲来により、各家庭等の給水管が凍結・損傷し、漏水が起こりまして、それに伴う断水が1月26日から一部地域で生じました。このため、災害対策本部を設置、対応を行いました結果、29日に断水の解消に至ったものでございます。

2番目の被災の状況でございますが、最大時には1万1950世帯で断水の可能性が生じておりましたが、元栓の閉栓や漏水修理がなされました結果、断水の世帯は減少し、29日には解消しております。

3番目の本市の対応といたしましては、給水の要望があった世帯へのポリ容器による給水、本庁及び各支所への給水車の設置等、また、人工透析で大量の水道水を必要とされる各病院には自衛隊の救援を受けまして、給水活動を実施いたしました。市民の方への啓発につきましては、水道管凍結に関する注意喚起、節水のお願い、給水活動を始めました後はその実施場所等につきまして、防災行政無線や広報車、ホームページ等を活用して行っております。

また、今回の断水は各家庭等の漏水によるものが主な原因でありましたので、水道メーターの検針員等の協力を得まして、調査活動を実施しております。

なお、今回の寒波によります災害発生に伴いまして、災害対策本部を設置し、情報収集・発信等を行いました。その会議等の開催状況は資料のとおりでございます。

今後は、今回の寒波襲来を教訓に凍結防止対策等のさらなる啓発に努めてまいります。また、今回は水道施設には大きな損傷はございませんでしたが、老朽管による漏水事故防止を図るため計画的な更新も実施してまいりたいと、このように考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理者制度運用の変更について」、報告を求めます。

○総合政策課長

指定管理者制度運用の変更について、ご報告いたします。

お手元に、3種類の資料を配布させていただいておりますので、ご参照のほどお願いいたします。資料1といたしましては、A4のホッチキス止めで、新旧対照表、赤い文字で表示をさせていただいております。これが1ページから6ページまでございます。

次に、資料の2、A4縦の冊子でございまして、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」、最後に資料3といたしまして、同じくA4縦の冊子で「指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドライン」、以上3点でございます。

指定管理者制度の導入につきましては、公の施設の管理につきまして、民間のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と、経費の節減を図ることを念頭にして今日まで運用してまいりました。そのような中で、社会状況の変化などによりまして、指定管理者の選定、導入、その運用にかかる事務処理等におきまして、さまざまな課題が生じているのも事実でございます。

以上のようなことから、各方面からいただきました、ご意見・ご指摘等を踏まえまして、現状の課題解決や、指定管理者制度の適切かつ、円滑な導入と運用を図るために、今回、現行の指針を廃止いたしまして、お手元の資料2・3のとおり、新たな「ガイドライン」を策定したところでございます。

それでは、資料1、A4横書きで、変更点を赤文字で記載いたしておりますが、これにて簡単に説明をさせていただきます。

今回、資料のとおり、6項目について、主に変更いたしております。

第1点目、「公募・非公募」につきまして、非公募とする場合について、赤文字のとおり明文化をさせていただいております。内容については、省略をさせていただきます。

次に、2点目でございます。2点目の「地域要件」では、具体的な地域要件の考え方を明記いたしております。赤文字のただし書き以降に記載いたしておりますとおり、1つの要件といたしまして、市内団体等に限定しても、業務を効果的に実施し、施設の設置目的を達成することが見込めること、及び、市内団体等からの複数の応募が見込めることといたしておるところでございます。

3点目でございます。3点目は、「市内団体等への優遇措置」の新設でございます。市内団体等への優遇措置の観点から地域要件を設定しない場合におきましては、市内団体が申請するケースにおいて加点をすることといたしております。全体の配点合計の100分の5を加点することとしておるところでございます。

4点目でございます。「指定期間」につきましては、基本的には現行同様でございますが、特別の理由を例示的に赤文字で示しております。

次に、1枚、ページをめくっていただきますと、5点目の選定評価書につきましては、左2ページ目が新ガイドラインによる新たな選定評価書でございます。参考に3ページに現行の、3月まで使用しております旧選定評価書の標準例でございます。ごらんいただきますとおり、

3ページでは40項目、配点1項目10点400点満点ということで、評価基準などがやや分かりづらいという状況でございました。したがって、2ページ、左側のとおり、審査項目を20項目といたしまして、配点をそれぞれ5点とした中で、標準配点合計を100点といたしております。なお、先ほどの変更点3、市内団体等への優遇措置項目につきましては、表の一番下に設定をしております。

最後に、6点目でございます。4ページをお願いいたします。4ページ、横向きになりますが指定管理者の候補団体等を選定いたします「指定管理者選定委員会」につきまして、候補者の選定に際し、施設の適切な管理・運営についての市の考え方や方向性等を反映する必要性もありますことから、規則を改正いたしまして、委員として市の職員を追加いたしております。施設ごとに所管の部長職等を想定いたしております。

以上が、新ガイドラインの主な変更点でございます。

添付資料につきましては、5ページに、ただいまの新ガイドラインでのフロー図、6ページに、現在、指定管理を導入しております15施設につきまして、概要を記載いたしております。

また、配布の資料の2、冊子でございますが、このガイドラインでは、ただいまご説明した変更点を含めまして、全体的な制度概要、運用方法について、取りまとめておりますので、資料3のモニタリングのガイドラインとあわせまして、後ほど、ご確認いただければと存じます。

今後は、制度の適切、かつ円滑な導入と運営を図るよう、努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、「指定管理者制度運用の変更について」、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。